

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6年6月7日			
(あて先) 旭川市長 様			
提出者			
住 所 旭川市宮前1条5丁目3556番地2			
氏 名 旭川ガス管工事株式会社			
代表取締役 岡野 充			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 0166-31-9620			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	旭川ガス管工事株式会社		
事業場の所在地	旭川市宮前1条5丁目3556番地2		
事業の種類	管工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	7,000 t	全処理委託量	7,000 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： がれき類)

不要物等発生量

有償物量

排出量

① 7,499.56

自ら直接再生利用した量

②

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理によ
り減量した量

⑦

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入した量

⑨

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 7,499.56

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 7,499.56

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

項目	実績値
①排出量	7499.56
②+⑧自ら再生利用を 行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減 量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	7499.56
⑪優良認定業者への 処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理 委託量	7499.56
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0

(第 1 面)
産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 5 年度）

令和6年6月7日

（あて先）旭川市長

報告者
住 所 旭川市宮前 1 条 5 丁目 3 5 5 6 番地 2
氏 名 旭川ガス管工事株式会社
代表取締役 岡野 充
電話番号 0 1 6 6－3 1－9 6 2 0

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 3 第 7 項の規定に基づき、令和 5 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		旭川ガス管工事株式会社				業 種	設備工事業		
事業場の所在地		旭川市宮前1条5丁目3 5 5 6 番地2							
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類	2,661.31 t	948		自社運搬	旭川市東鷹栖東3-1	05020006048	前田道路㈱ 旭川合材工場	旭川市東鷹栖東3-1
2	〃	654.29 t	242	05000153904	㈲松山土木設備	〃	〃	〃	〃
3	〃	791.48 t	519	05000148001	青木建設工業㈱	〃	〃	〃	〃
4	〃	360.04 t	135	05000148125	㈱岡山土木	〃	〃	〃	〃
5	〃	892.23 t	314	05000144360	㈲近藤工業	〃	〃	〃	〃

- 備考
- 1 この報告書は、前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までに交付した産業廃棄物管理票について 6 月 3 0 日までに提出すること。
 - 2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が 2 以上ある場合には、これらの事業場を 1 事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 5 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 - 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(第2面)

[illegible]